

日光地区森林環境保全整備事業（保育間伐活用型外）【R4 補正翌債】入札説明書

日光森林管理署の日光地区森林環境保全整備事業（保育間伐活用型外）【R4 補正翌債】に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和 5 年 2 月 15 日

2 契約担当官等

(1) 入札執行官

分任支出負担行為担当官 日光森林管理署長 徳川 浩一

(2) 契約担当官

分任支出負担行為担当官 日光森林管理署長 徳川 浩一

3 事業概要

(1) 入札番号 1

(2) 事業名 日光地区森林環境保全整備事業（保育間伐活用型外）【R4 補正翌債】

(3) 事業場所 栃木県日光市大字日光字奥日光国有林 1013 は林小班外

(4) 事業内容 保育間伐（活用型） 3.15ha 育成受光伐 28.22ha 伐倒 4,436m³

素材生産 2,500m³

（詳細は別途示す仕様書等による）

（入札公告 7 の配付資料等からダウンロードすることができる。）

(5) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 6 年 1 月 31 日まで

(6) 本事業は、入札説明書で示す要求要件を技術提案書に基づき、事業実施の確実性、安全性、費用等を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の事業である。

4 入札の方法

本件の入札は、電子調達システムにより行う。なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。

5 競争参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条

の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和 04・05・06 年度全省庁統一の一般競争参加資格の「物品の製造（その他）」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加資格に関する公示（令和 4 年 2 月 15 日）に基づき A、B、C 等級ただし、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）第 5 条第 1 項に基づく認定を受けている者については、同公示に基づき、A、B、C 又は D 等級に格付けされる者であること。
- (3) 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、当該共同事業体の構成員のすべてが全省庁統一資格を有するとともにこれらの構成員がこの公告に係る発注案件に対して単体企業として入札を行わない共同事業体であること。また、共同事業体の等級は代表者となる構成員の等級によることから、当該代表者の等級がこの公告に係る入札の競争参加資格として示された等級と合致すること。
- (4) 令和 04・05・06 年度全省庁統一の一般競争参加資格の競争参加を希望する地域において、「関東・甲信越」を選択している者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和 4 年 3 月 31 日）9（2）に規定する手続をした者を除く）でないこと。
- (6) 平成 19 年 4 月 1 日以降に完了した、本事業と同種の事業である「素材生産（伐採系の森林整備を含む）」を実施した実績を有すること。ただし、本公告日の属する年度の前年度及び前々年度の 2 年間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について（平成 20 年 3 月 31 日付 19 林国業第 244 号林野庁長官通知）」による事業成績評定を受けたことがある場合においては、入札しようとする者の 2 年間の契約ごとの評定点の合計を契約件数で除した平均点が 65 点以上であること。

共同事業体の場合は、当該共同事業体として受けた事業成績評定の他に、構成員がそれぞれ個別に受けた事業成績評定についても含めること。
- (7) 技術提案書の提案内容が発注者の設定している標準案（別添資料参照）以上である場合に加算点を与えることとし、標準案での提案（技術提案書に係る加算点はなし。）も認める。

なお、技術提案書に記載する内容が標準案以上と認められることにより、設計図書等において事業方法等を指定しない部分の事業に関する業者の責任が軽減されるものではない。

また、技術提案書に記載する内容については、その後の事業において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合、発注者は無償で使用するものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りではない。

- (8) 本事業に配置を予定する現場代理人にあつては、入札参加者が直接雇用する者であるとともに、同種の事業である「素材生産(伐採系の森林整備を含む)」に 3 年以上にわたり従事しており、事業の適正な実施が見込める者であること。
- (9) 本事業の実施に必要な資格等（作業内容に応じて、労働安全衛生法等に基づき必要とされている伐木等特別教育終了者、林業架線作業主任者免許所有者、車両系建設機械運転技能講習修了者、玉掛け技能講習修了者、はい作業主任者技能講習修了者、伐木機械等の運転業務特別教育修了者、簡易架線集材装置等の運転業務特別教育修了者、走行集材機械の運転業務特別教育修了者等）を有している者を配置できること
- (10) 競争参加資格確認申請書及び総合評価落札方式に係る技術提案書（以下合わせて「申請書」という。）並びに競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通達）、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- ア 資本関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- その他個人事業主又は中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)若しくは森林組合法(昭和 53 年法律第 36 号)等に基づき設立された法人等であつて、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (12) 以下に定める届出をしている事業者（届出の義務がない者を除く。）であること。
- ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
- イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
- ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

- (13) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和３年２月２６日付け２林政経第４５８号林野庁長官通知）に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること（規範の内容に相当する既存の取組を含む）。

注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け 解説資料」は林野庁ホームページに掲載

URL：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkiban.html>

- (14) 本事業の作業方法について、仕様書等に基づき適切に作業を実施することが可能な者であること。

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、５に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、入札説明書に示す様式により申請書及び確認資料を作成し、次に掲げるところに従って提出の上、支出負担行為担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

５(２)から(４)に掲げる全省庁統一の一般競争参加資格の認定を受けていない者も次に従い申請書及び確認資料を提出することができる。この場合において、５(１)及び(５)から(１４)、までに掲げる事項を満たしているときは、入札の時ににおいて５(２)から(４)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、入札締め切りの時まで５(２)から(４)に掲げる事項を満たしていることを支出負担行為担当官等に示さなければならない。

なお、期限までに申請書及び確認資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(２) 提出方法

ア 電子調達システムにより参加する場合

電子調達システムでPDFファイル形式により送信すること。

イ 紙入札方式により参加する場合

以下の場所に持参又は郵送・託送（書留等配達記録の残るものに限る。）すること。

なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた郵送料金の切手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出すること。

受付場所：〒321-1274 栃木県日光市土沢 1473-1

日光森林管理署 総務グループ

電話 0288-22-1069

(３) 提出期間

入札公告３の(３)に同じ

- (４) 競争参加資格確認申請書は別紙様式１により作成し、必要な書類を添えて提出すること。

なお、競争参加資格申請書の様式については、関東森林管理局ホームページの「入札におけ

る競争参加資格確認申請書の様式」

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/sinnsei-yosiki.html> からダウンロードすることができる。

(5) 確認資料は、次に従い作成すること。

ただし、エの同種事業の実績、オの配置予定の現場代理人の同種事業の経験については、事業が完了し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

ア 全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写しを提出すること。

イ 上記 5(2)のただし書きの適用を受けようとする者は、林業労働力の確保の促進に関する法律第 5 条第 1 項に基づく都道府県知事の認定書の写しを提出すること。

ウ 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、その共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員がわかる協定書等を提出すること。

エ 同種事業の実績

5(6)に掲げる資格があることを判断できる同種事業の実績を別紙様式 2 に記載すること。なお、都道府県等の民有林補助事業を活用し実施した個人所有の山林に関する同種の事業の実績についても、実績として評価することとする。発注機関名欄には「自己山林」「個人からの受注」等と記載し、契約金額欄には、契約書に基づく契約金額又は都道府県等の民有林補助事業における標準単価などにより算定した補助対象経費の金額を記載すること。

また、本公告日の属する年度の前年度及び前々年度の 2 年間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について」（平成 20 年 3 月 31 日付 19 林国業第 244 号林野庁長官通知）による事業成績評定を受けたことがある場合においては、すべての事業成績評定通知書の写しを、別紙様式 3 に添付すること。

オ 配置予定の現場代理人の同種事業の経験

5(7)に掲げる資格があることを判断できる、配置予定の現場代理人の会社名、同種事業の経験等を別紙様式 4 に記載すること。なお、現場代理人(技術を有する請負契約者本人が現場に常駐して運営する場合を含む。以下、同じ。)は、同種事業に年間少なくとも 1 回以上従事し、かつ 3 年以上従事していることが判断できるよう様式に明記すること。ただし、同種事業に従事した期間は連続する 3 年である必要はないものとする。

なお、配置される現場代理人は、監督職員の指示等に従い事業実行箇所の運営、取締り、その他事業の実施に関する事項の処理を行う者であり、事業現場に常駐することとされている。このため、入札に参加する者は、事業内容に相応した配置予定の現場代理人を特定する場合は当該候補者を記載するものとし、特定できない場合は、複数の候補者を記載することができるものとする。

また、事業実行箇所が同一の流域内にある等複数の事業箇所が近接しており連絡・移動が速やかに行える等複数箇所の現場を一の現場として扱うことが合理的と考えられる場合は、分任支出負担行為担当官と請負者が協議の上で当該複数箇所を一の事業現場として取り扱うことができる場合がある。

カ 配置予定の技能者

配置予定の技能者の資格等を別紙様式 5-1 及び 5-2 に技能者別に記載すること。なお、競争参加資格要件として資格等の取得者の配置が必要な場合は、資格等を取得している技能者が配

置可能であることを判断できるよう様式に明記すること。

キ 契約書等の写し

エの同種事業の実績、オの配置予定の現場代理人の同種事業の経験については、実績として記載した事業に係る契約書等の写しを提出すること。なお、契約書等の記載事項では同種事業であることが確認できない場合は、契約書の他に施工計画書等の当該事業の内容（同種事業の実績及び現場代理人等の経験）が証明できる書類を添付すること。都道府県等の民有林補助事業を活用した自己所有山林での造林、素材生産の実績については、補助金交付決定通知書等の写しを用いて示すことができるものとする。また、個人からの受注による山林の手入れ等の実績を示すものとしては、契約書の他、当該事業にかかる補助金交付決定通知書等の写しを用いて示すことができるものとする。必要書類の添付がない者については、入札に参加できないので留意すること。

ク 社会保険等の加入状況

上記 5(8)に掲げる配置予定の従業員（現場代理人及び作業員）の健康保険、年金保険及び雇用保険の加入状況について別紙様式 6 に記載すること。

また、保険加入状況を証明する資料を添付すること。なお、証明書類において被保険者等の記号・番号が記されている場合は、当該記号・番号にマスキングを施したものを添付すること。

ケ 本公告日の属する年度に行われた日光森林管理署の入札物件に提出された確認資料と同じ資料については、当該入札時に提出済みであることを「競争参加資格確認申請書（別紙様式 1）」の「提出書類一覧」に明記することにより、提出を省略することができる。ただし、「競争参加資格なし」となった入札案件の確認資料をもって、提出を省略することはできない。

コ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」に沿った作業安全対策への取組状況

当該個別規範に沿った作業安全対策の取組状況について、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け チェックシート」（別紙様式 1-1）に記入すること。

また、個別規範の内容に係る詳細については、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け 解説資料」を必要に応じて参照のこと。

なお、過去 1 年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。

注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け チェックシート」及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け解説資料」は林野庁ホームページに掲載

URL：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkiban.html>

(6) 申請書及び確認資料作成のための説明会

申請書及び確認資料作成のための説明会については、原則として実施しない。

(7) 競争参加資格の確認は、申請書及び確認資料の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については令和 5 年 3 月 6 日までに通知する（電子調達システムで参加する場合は、電子調達システムにより、紙入札方式で参加する場合は、郵送により通知する）。参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。また、技術提案が適正と認められなかった場合は、そ

の理由を郵送により通知する。

- (8) 競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、競争参加資格があると認めた者が指名停止を受けた場合、当該者は競争参加資格がないものとする。

- (9) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては、原則として実施しない。

- (10) その他

ア 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 支出負担行為担当官等は、提出された申請書及び確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び確認資料は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書及び確認資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の現場代理人に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官等が承認した場合においてはこの限りではない。

7 総合評価落札方式に係る技術提案書に関する事項

- (1) 技術提案書作成要領は6の(2)のイにおいて受領すること。

なお、関東森林管理局ホームページの「総合評価落札方式に関する各種技術提案書作成要領」
<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/teiansyo-youryou2.html> からダウンロードすることもできる。(下記7(4)の様式2から様式4も同じ。)

また、技術提案書の提出は、電子調達システムにより参加する場合は、電子調達システムでPDFファイル形式により送信すること。

- (2) 技術提案書の提案内容が発注者の設定している標準案(入札説明書の別添資料参照)以上である場合に加算点を与えることとし、標準案での提案(技術提案書に係る加算点はなし。)も認める。

なお、技術提案書に記載する内容が標準案以上と認められることにより、設計図書等において事業方法を指定しない部分の事業に関する業者の責任が軽減されるものではない。

また、技術提案書に記載する内容については、その後の事業において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合、発注者は無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りではない。

- (3) 賃上げ実施の表明の方法について

評価項目「賃上げの実施を表明した企業等」で加点を希望する入札参加者は、技術提案書に技術提案書様式6-1の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」(以下「表明書」という。)を添付の上、提出すること。表明書については、内容に異動がない場合に限り、当該年度における初参加の入札へ提出した当該資料の写しの提出をもって代えることができる。

また、中小企業等については、表明書とあわせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」の写

しを提出すること。

なお、共同事業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。

(4) 賃上げ実施の確認について

本項目で加点を受けた契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、契約の相手方の事業年度等が終了した後、契約担当官等が確認を行うため、別紙2の1又は別紙2の2の「従業員への賃金引上げ実績整理表」とその添付書類として「法人事業概況説明書」（別紙3）又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙4）の写しの提出を求める。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（別紙3）の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」（以下「合計額」という。）を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を決算日（技術提案書様式6－1に記載の事業年度の末日）の翌日から起算して2ヶ月以内に契約担当官等に提出すること。中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は別紙3の「合計額」とする。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙4）の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「④ 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」を「人員」で除した金額により比較することとする。暦年単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を翌年の1月末までに契約担当官等に提出すること。中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は別紙4の「支払金額」とする。

上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士、公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は別紙2のとおりである。

なお、上記の確認を行った結果、契約の相手方の賃上げが賃上げ基準に達していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記の書類等が提出されない場合であつて、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、当該相手方が別途総合評価落札方式による入札に参加する場合には、減点を行う。

共同事業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同事業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同事業体に対して行う。

減点の割合は、当該入札における加点に1点を加えた点を減点するものとする。

なお、その結果、加点項目に係る得点の合計がマイナスとなった場合には加算点を0点とみなす。

経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

8 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出期限：令和5年3月15日午後4時。（土曜日、日曜日及び祝日の行政機関の休日及び正午から午後1時までを除く。）なお、郵送の場合は、書留郵便により提出期限最終日までに到着したもののみ有効とする。

イ 提出場所：6の(2)のイの受付場所と同じ。

ウ 提出方法：書面の持参又は郵送による。電送等によるものは受け付けない。

- (2) 支出負担行為担当官等は、説明を求められたときは、令和5年3月20日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

9 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

ア 受領期間：令和5年2月16日から令和5年3月15日まで。

持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

イ 提出場所：6の(2)のイの受付場所と同じ。

ウ 提出方法：書面の持参又は郵送による。電送等によるものは受け付けない。

- (2) (1)の質問に対する回答は、書面により作成し次のとおり閲覧に供する。

ア 期間：令和5年3月16日から令和5年3月20日までの休日を除く毎日、午前9時から午後4時まで。

イ 場所：6の(2)のイの受付場所と同じ。

なお、日光森林管理署ホームページから「公売・入札情報＞入札説明書等に対する質問書及び回答」にて閲覧することもできる。

10 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札執行の場所

日光森林管理署 2階 入札室

- (2) 入札の日時等

ア 電子調達システムにより参加する場合

令和5年3月22日午前9時00分から令和5年3月23日午前10時00分までに電子調達システム上で入札金額を送信すること。

イ 紙入札方式により参加する場合

令和5年3月23日午前9時50分までに(1)の場所に入札書及び競争参加資格確認通知書の写しを持参し、令和5年3月23日午前10時00分までに入札すること。また、代理人が入札する場合は、委任状を持参すること。

郵便入札も可とするが、郵便入札を行うときは、上記 5 の(2)のイの受付場所に書留郵便又は配達証明郵便で送付するものとし、令和 5 年 3 月 22 日午後 4 時 00 分までに到着したものに限る。入札書の日付は令和 5 年 3 月 23 日とすること。ただし、郵便入札する際には、再度の入札に参加できないことに留意すること。

(3) 開札の日時等

ア 令和 5 年 3 月 23 日午前 10 時 01 分

イ 開札は、競争参加者又はその代理人が立ち会い、行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。

(4) 再度入札

開札の結果、落札の条件を満たした入札がない場合は、直ちに再度の入札を行うことがあるため、再度入札を希望する入札者で、電子調達システムによる入札者は電子調達システムを開いて待機、紙入札による入札者は入札書を持参すること。この場合に入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。

11 入札方法等

(1) 紙入札方式による参加の場合は、入札書を封筒に入れて封緘の上、商号又は名称、住所、あて名を記載し「何月何日開札（事業名）の入札書在中」と記載する。また、郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒には直接に提出する場合と同様に商号等を記載し、外封筒には「何月何日開札（事業名）の入札書在中」と朱書きして提出すること。電送による提出は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 個々の入札物件の第 1 回目の入札に際し、入札書とともに事業費内訳書を提出すること。事業費内訳書の様式は自由であるが、作業種別数量、単価、金額等が記載されたものとする。

(4) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別添 1）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

(5) 電子調達システムによる手続き開始後の紙入札方式への途中変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができるものとする。

(6) 電子調達システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合

がある。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金： 免除
- (2) 契約保証金： 免除

13 入札の辞退

- (1) 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当官等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札担当職員に直接提出して行う。

14 入札の無効

- (1) 入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書及び確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別途示す入札閲覧書類及び関東森林管理局署等競争契約入札心得において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて5に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。
- (2) 暴力団排除に関する誓約事項(別添1)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。

15

落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定方法
 - ア 入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

 - (ア) 入札価格が予定価格（税抜き）の制限の範囲内であること。
 - (イ) 事業計画が発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。

ただし、予定価格が1千万円を超える契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めたときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
 - イ 上記アにおいて、評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(2) 予定価格が1千万円を超える契約について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、16に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。

(3) 落札者が契約担当官等の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。この場合、落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

16 調査基準価格を下回った場合の措置（低入札調査）

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者からの事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。調査基準価格に満たない価格をもって入札した者は、この調査に協力すべきものとする。この調査期間に伴う当該契約の履行期間の延期は行わない。

17 契約書の作成等

(1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から遅滞なく別途示す契約書（案）により、契約を締結するものとする。

(2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに、契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。

(3) (2)の場合において契約担当官等が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

(4) 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

18 支払条件

前金払等の支払条件は別途示す契約書案によるものとする。

19 関連情報を入手するための照会窓口

6の(2)イの受付場所と同じ。

20 事業成績評価の実施

請負契約の金額が、1,000万円以上の事業については、「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評価要領の制定について（平成20年3月31日付19林国業第244号林野庁長官通知）」に基づき成績評価を実施するものとする。

なお、受注者が事業実行中、技術改革等に関する取組みを実施した場合、様式5-①「技術改革等に関する取組みの実施状況」を提出することができる。なお、具体的な内容の説明資料として写真等を

添付すること。

21 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書及び確認資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、5 の(8)及び(9)について、確認資料に記載した配置予定の現場代理人及び技能者を当該事業に配置すること。
- (4) 入札公告に係る発注案件の事業に適用される請負契約約款、入札心得については、6 の(2)のイの受付場所において受領すること。

なお、関東森林管理局ホームページ(<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/kokoroe.html>)からダウンロードすることもできる。

- (5) 入札公告、入札説明書、競争参加資格確認申請書及び技術提案書作成要領中に掲げた期間の定義は次のとおりとする。

ア 「過去1年間」とは、入札公告日の属する年度の前年度4月1日から入札公告3の(3)に掲げる提出期限までとする。

イ 「過去2年間」とは、入札公告日の属する年度の前々年度4月1日から入札公告3の(3)に掲げる提出期限までとする。ただし、入札公告2の(6)、入札説明書5の(6)、6の(5)のエ、競争参加資格確認申請書及び技術提案書作成要領中における「本公告日の属する年度の前年度及び前々年度の2年間」とは、前年度(4月1日から3月31日まで)及び前々年度(4月1日から3月31日まで)であり、入札公告に掲げる期限までではない。

ウ 「過去3年間」とは、入札公告日の属する年度の前年度を含めた3年前の4月1日から入札公告3の(3)に掲げる提出期限までとする。

エ 「過去10年間」とは、入札公告日の属する年度の前年度を含めた10年前の4月1日から入札公告3の(3)に掲げる提出期限までとする。

オ 「過去15年間」とは、入札公告日の属する年度の前年度を含めた15年前の4月1日から入札公告3の(3)に掲げる提出期限までとする。

カ 「過去1年度間」とは、入札公告日の属する年度の前年度4月1日から前年度3月31日までとする。

キ 「過去2年度間」とは、入札公告日の属する年度の前々年度4月1日から前年度3月31日までとする。

- (6) 「除染特別地域(又は)汚染状況重点調査区域」での作業留意事項

本入札に係る事業箇所は、「除染特別地域(又は)汚染状況重点調査地域」に該当する。

このため、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業

務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成２４年７月１日施行）に基づき、事業者が作業場所の放射線量の測定などの措置を講ずる必要があることから、あらかじめ文部科学省による航空機モニタリングの結果等を参照した上で、必要な措置をとることができるよう準備すること。また、事業者が独自に行う放射線量の測定の結果、既知の測定結果と著しく異なる放射線量が確認された場合は、速やかに日光森林管理署に連絡すること。

詳しくは、厚生労働省のホームページ

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000029897.html>)

原子力規制委員会のホームページ放射線モニタリング情報

(<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja>) を確認。

別添 1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者。
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者。

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

事業計画に関する技術提案の条件等

【 設定している標準案（条件） 】

- ・ 標準案は、設計図書、仕様書、特記仕様書に記載してあるとおりである。

【 技術提案にあたっての条件等の内容 】

①事業計画上の考慮事項に係る工夫・提案

②工程管理に係る工夫・提案

③品質管理に係る工夫・提案

④安全対策に係る工夫・提案

⑤発注者が指定した課題に対する工夫・提案

急傾斜地において、沢や線形に配慮した、森林作業道作設の工夫・対策について。

【 技術提案にあたっての留意事項 】

特になし